

主要国・地域における職務発明の取扱い

※一般財団法人知的財産研究所による職務発明制度に関する調査研究報告書(平成26年2月)に基づき作成

国・地域 (法律)	職務発明の定義・範囲等	職務発明に係る権利の帰属・承継等	職務発明に関する対価・補償等	
			規定	備考
日本 (特許法)	その性質上使用者等(使用者、法人、国又は地方公共団体)の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等(従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員)の現在又は過去の職務に属する発明(第35条第1項)。	- 発明者は、発明について特許を受けることができる(第29条第1項)。 - 使用者は、職務発明について法定の通常実施権を有する(第35条第1項)。 - 契約、勤務規則等により使用者への予約承継可(第35条第2項反対解釈)。	有り	- 従業者は相当の対価を受ける権利を有する(第35条第3項)。 - 契約、勤務規則等により職務発明の対価について定める場合には、その定めるところにより対価を支払うことが「不合理」と認められない限り、その対価がそのまま「相当の対価」として認められる。他方、「不合理」と認められる場合等には、使用者が受けるべき利益の額等の事情を考慮して「相当の対価」が決定される(第35条第4項、第5項)。
ドイツ (従業者発明法)	労働関係の存続中なされた発明で 一 企業又は行政庁において従業者に課された任務から発生したもの、又は 二 明らかに企業又は行政庁の経験又は活動に基づくもの(第4条第2項)。	- 発明に係る特許を受ける権利は発明者が所有(hat)する(特許法第6条)。 - 職務発明をなした従業者は、これを遅滞なく使用者に通知する義務を負う(第5条第1項)。 - 使用者の従業者に対する権利請求により、職務発明に係る権利が使用者に移転(第6条第1項、第7条第1項)。 - 使用者が、従業者による職務発明に係る通知の到達後4か月が経過するまでに請求権を放棄をしなければ、その権利を請求したものとみなす(第6条第2項)。 - 使用者は、従業者から通知を受けた職務発明について国内出願義務を負う(第13条)。		- 従業者は相当の(angemessene)Vergütungを求める権利を有する(第9条)。 - 相当の(angemessene)Vergütung額の算定方法については、連邦労働大臣の公布する詳細なガイドラインが定められている(第11条参照、ただし、法的拘束力なし)。
韓国 (発明振興法)	従業員、法人の役員または公務員(以下「従業者等」という)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家若しくは地方自治体(以下「使用者等」という)の業務範囲に属し、その発明をするようになった行為が従業員等の現在または過去の職務に属する発明(第2条第2項)。	- 発明者は、発明について特許を受ける権利を有する(가진다)(特許法第33条第1項)。 - 従業員が職務発明を完成した場合には、遅滞なくその事実を使用者に文書で知らせなければならない(第12条)。 - 使用者は、職務発明について法定の通常実施権を有する(ただし、中小企業でない企業が職務発明に関する契約・勤務規定を締結していない場合を除く。)(第10条第1項)。 - 使用者が、従業者からの職務発明完成通知を受けてから4か月以内に、権利の承継の意思を従業者に通知した場合、権利が承継されたものとみなす(第13条第2項)。		- 従業者は正当な補償(정당한 보상)を受ける権利を有する(第15条第1項)。 - 使用者は、補償について補償規定を作成しなければならない、規定の作成・変更にあたり、従業者と協議をしなければならない(ただし、従業者に不利に変更する場合は、規定の適用を受ける従業者の過半数の同意が必要。)(第15条第2項、第3項)。 - 使用者が法律の規定する手続に従って補償をした場合には、正当な補償をしたものとみなす。ただし、その補償額が使用者が得る利益等を考慮していない場合はこの限りでない(第15条第6項)。
米国	連邦制定法上、職務発明に関する規定なし。	- 発明者は、発明についての特許を取得する(obtain)ことができる(特許法(35U.S.C.)第101条)。 - 当事者間の契約に従う。 ※契約がない場合について、以下のような判例法(参考:Restatement of Agency(second) § 397 (1958))が形成されている。 a. 従業者から使用者への譲渡義務が発生する発明:発明目的での実験任務のために雇われた従業者が、実験をし、その結果生まれた特許可能な発明 b. 使用者に無償の通常実施権(shop right)が発生する発明:①従業者の任務に関連した実験や発明の目的で、使用者の設備を使用して従業者が発明をした場合、②従業者が使用者の許可なしに勤務時間中、又は使用者の設備を使用して、使用者の通常の業務で使用し得る装置を発明した場合	無し	- 連邦制定法上の規定無し。 なお、コロンビア特別区では、市長、教育委員会は、効率、経済、その他の政府の活動を改善するのに貢献する提案、発明、優れた業績、勤続年数、その他の優れた取組に対し、従業員に現金及び名誉賞の付与を承認する規則や規制を発行しなければならないとしている(DC Code § 1-619.01)。 - 当事者間の契約に従う。
イギリス (特許法)	従業者のした発明につき、 (a)それが、従業者の通常の業務遂行の過程において若しくはその通常の業務外の業務であっても特に当該従業者の任務とされるものの遂行の過程においてされ、かつ、何れの場合も前記業務の遂行の結果としてある発明が成立すると合理的に期待されるような事情がある場合、又は (b)それが、従業者の業務遂行の過程においてされ、また、その発明の当時の当該従業者の業務の性質及びその業務の性質から生じる特定の責任に照らし、当該従業者が使用者の企業の利益を推進する特別の義務を負っていた場合(第39条第1項)。	従業者のした職務発明は、使用者に帰属する(belong to)(第39条第1項)。	有り	- 従業者は、使用者に著しい利益(outstanding benefit)をもたらした発明又は特許について、裁判所又は特許庁長官に補償(compensation)の裁定申請が可能(第40条第1項)。 - ただし、関係団体協定(a relevant collective agreement:当該従業者の所属する労働組合又はその代理人により及び当該使用者又はその所属する使用者団体により作成されて発明当時に効力を有する団体協約であって、1992年労働組合労働関係(統合)法の趣旨に該当するもの)で補償の支払を定めている場合は第40条第1項は適用されない(第40条第3項)。
フランス (知的財産法)	<職務発明> - 従業者による発明であって、従業者の実際の職務に対応する発明の任務を含む雇用契約(contrat de travail,work contract)又は明示的に同人に委託された研究及び調査の遂行中になされたもの(第L611-7条第1項)。 <職務外かつ使用者に承継可能な発明> - 前記以外のすべての発明で、業務中の発明、使用者の業務範囲内の発明、使用者の有する知識、技術、特定の手段、データに起因する発明(第L611-7条第2項)。	<職務発明> - 職務発明は、使用者に帰属する(appartiennent(belong to)) (第L 611-7条第1項)。 <職務外かつ使用者に承継可能な発明> - 前記以外のすべての発明は従業者に帰属する(appartiennent (belong to))。なお、使用者は、職務外かつ使用者に承継可能な発明に係る権利を自己に移転させる権原を有する(第L611-7条第2項)。 ※職務発明及び職務外かつ使用者に承継可能な発明のいずれについても、発明をした従業者は、その事実を、直ちに使用者に申し立てなければならない(知的財産規則第R611-1条)。従業者の申立書には、従業者の目から見た当該発明の分類等を記載しなければならない(同規則第R611-2条)、使用者は、申立書の受領日から2か月以内に、従業者の申立書に基づく当該発明の分類に同意するか否かを従業者に通知しなければならない(同規則第R611-6条)。使用者は、当事者間で別段の合意がなされていない限り、従業者の申立てから4か月以内に、権利主張をしなければならない(同規則第R611-7条)。		<職務発明> - 従業者が追加の報酬(rémunération supplémentaire(additional remuneration))を受ける条件は、団体協約(les conventions collectives(the collective agreements))、就業規則(les accords d'entreprise(company agreements))及び個々の雇用契約(les contrats individuels de travail(individual employment contracts))によって定められる(第L611-7条第1項)。 - 使用者が産業団体の団体協約(à une convention collective de branche (a sectorial collective agreement))に拘束されていない場合には、追加の報酬に関する紛争は、第L615-21条によって設立される労使調停委員会又は第一審裁判所に提出しなければならない(第L611-7条)。 <職務外かつ使用者に承継可能な発明> - 権利を使用者に移転した場合、従業者は公正な対価(juste prix (fair price))を受ける権利を有する(第L611-7条第2項)。
中国 (専利法)	当該単位(「単位」とは、会社、機関、団体、又はこれらに属する各部門などを意味する。)の職務を遂行して、又は主に当該部門の物質・技術条件を利用して、完成した発明創造(第6条第1項)。	職務発明の特許出願の権利は、当該単位に帰属(属于)する(第6条第1項)。		特許権を付与された単位は、特許権取得時に奨励(奖励)を、特許権を許諾又は実施した場合に合理的な報酬(合理的报酬)を、従業者に支払う義務がある(第16条)。 ※奨励について約定がなく、また法に従って制定した制度の中で定めていない場合、特許一件あたりの奨励は3000 元を下回ってはならない(専利法実施細則第77条)。 ※報酬について約定がなく、また法に従って制定した制度の中で定めていない場合、毎年、特許の実施により得られた営業利益の2%を下回らない金額、また、他社に特許の実施許諾をした場合は使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として与えなければならない (専利法実施細則第78条)。
台湾 (専利法)	<職務発明> - 従業者が雇用関係下の業務で完成した発明(第7条第1項、第2項)。 <雇用者の資源又は経験を利用した発明> - 従業者が職務上完成したものではないが、雇用者の資源又は経験を利用してなした発明(第8条第1項)。	<職務発明> - 職務発明に係る特許出願権及び特許権が雇用者に帰属する(属)(第7条第1項)。 <雇用者の資源又は経験を利用した発明> - 従業者に合理的な報酬(合理報酬)を支払うことを条件に、使用者はその発明の実施が可能(第8条第1項)。	無し	<職務発明> - 使用者は適切な報酬(適當之報酬)を発明者に支払う義務がある(第7条第1項)。 <雇用者の資源又は経験を利用した発明> - 従業者に合理的な報酬(合理報酬)を支払うことを条件に、使用者はその発明の実施が可能(第8条第1項)。
スイス (債務法)	<職務発明> - 従業者が、その任務の遂行の際、かつ、契約上義務の履行において行った、単独又は他の者と共同してした発明(第332条第1項)。 <任務遂行の際、契約上の義務の履行としてではなくなされた発明> - 従業者によって、その任務の履行の際に、契約上の義務の履行としてではなくなされた発明(第332条第2項)。	<職務発明> - 職務発明は、使用者に帰属(gehören)(第332条第1項)。 <任務遂行の際、契約上の義務の履行としてではなくなされた発明> - 従業者に権利帰属するが、使用者はその権利を取得する権原を有する(第332条第2項)。 - 第332条第2項の発明を行った従業者は、それについて、書面によって使用者に通知しなければならない(第332条第3項)。 - 使用者は、発明を取得するか、又は従業者に対して放棄するかについて、従業者に書面によって6か月以内に通知しなければならない(第332条第3項)。		<職務発明> - 法律上の規定無し。 - 当事者間の契約に従う。 <任務遂行の際に、契約上の義務の履行としてではなくなされた発明> - 権利請求権を放棄しない場合、使用者は従業者にangemessene Vergütungを支払う義務がある(第332条第4項)。